

# さいたま市個人情報保護法施行条例の骨子案（概要版）

## 1 条例改正の目的

令和5年4月1日から改正個人情報保護法が施行され、本市も個人情報保護法の適用を受けることとなりました。そのため、個人情報保護法の施行に必要な事項を規定する条例として、現行のさいたま市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）から、さいたま市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）への全部改正を行います。

## 2 法施行条例の主な内容

題名	概要						
開示請求に係る手数料及び費用負担	<p>・ 各法令における「開示請求があった場合の手数料」の違い</p> <table border="1"><thead><tr><th>法令</th><th>手数料</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人情報保護法</td><td>有料（1件300円）</td></tr><tr><td>情報公開条例 及び現行条例</td><td>無料 (コピー代は別途負担)</td></tr></tbody></table> <p>⇒ 現行制度の行政サービスの質を維持するため、<u>法施行条例では手数料を「無料」とします。</u></p>	法令	手数料	個人情報保護法	有料（1件300円）	情報公開条例 及び現行条例	無料 (コピー代は別途負担)
法令	手数料						
個人情報保護法	有料（1件300円）						
情報公開条例 及び現行条例	無料 (コピー代は別途負担)						
開示決定等の期限	<p>・ 各法令における「開示請求があった場合の決定期限」の違い</p> <table border="1"><thead><tr><th>法令</th><th>決定期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人情報保護法</td><td>請求があった日の翌日から起算して30日以内</td></tr><tr><td>情報公開条例 及び現行条例</td><td>請求があった日の翌日から起算して14日以内</td></tr></tbody></table> <p>⇒ 現行制度の行政サービスの質を維持するため、<u>法施行条例では決定期限を「請求があった日の翌日から起算して14日以内」として規定します。</u></p> <p>※ 14日以内に決定することが事務処理上困難な場合は、30日に限り決定期限を延長することができます。 (14日+30日=44日以内となります。)</p>	法令	決定期限	個人情報保護法	請求があった日の翌日から起算して30日以内	情報公開条例 及び現行条例	請求があった日の翌日から起算して14日以内
法令	決定期限						
個人情報保護法	請求があった日の翌日から起算して30日以内						
情報公開条例 及び現行条例	請求があった日の翌日から起算して14日以内						

<p>開示決定等の期限の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求があった個人情報<sup>が</sup>著しく大量であるため、基準日まで に開示決定等の業務を行うと、他の市の業務の実施に著しい支障 が生じるおそれがある場合について、特例を規定します。</li> <li>・ 各法令における「特例を適用する基準日」の違い</li> </ul> <table border="1" data-bbox="491 461 1425 882"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報保護法</td> <td>請求があった日の翌日から起算して 60日以内</td> </tr> <tr> <td>情報公開条例</td> <td>請求のあった日の翌日から起算して 44日以内</td> </tr> <tr> <td>現行条例</td> <td>期限の特例の規定なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 通常の延長後の開示決定期限である「請求があった日の翌日 から44日以内」との整合性を図るため、<u>法施行条例では基準 日を「請求があった日の翌日から44日以内」とします。</u></p>	法令	基準日	個人情報保護法	請求があった日の翌日から起算して 60日以内	情報公開条例	請求のあった日の翌日から起算して 44日以内	現行条例	期限の特例の規定なし	
法令	基準日									
個人情報保護法	請求があった日の翌日から起算して 60日以内									
情報公開条例	請求のあった日の翌日から起算して 44日以内									
現行条例	期限の特例の規定なし									
<p>行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護法で定められているとおり、行政機関等匿名加工情 報の利用に係る手数料を規定します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="491 1296 1425 1579"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>受付や審査事務等に係る手数料</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>職員が匿名加工作業を行う場合の手数料</td> <td>作業1時間ごと に3,950円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>匿名加工作業を委託する場合の手数料</td> <td>委託費用の全額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※案件により、①+②又は①+③を合算した手数料がかかる。</p> <p>⇒ <u>本市では国の行政機関の手数料と同額とし、法施行条例では 上記のとおりとします。</u></p>	①	受付や審査事務等に係る手数料	21,000円	②	職員が匿名加工作業を行う場合の手数料	作業1時間ごと に3,950円	③	匿名加工作業を委託する場合の手数料	委託費用の全額
①	受付や審査事務等に係る手数料	21,000円								
②	職員が匿名加工作業を行う場合の手数料	作業1時間ごと に3,950円								
③	匿名加工作業を委託する場合の手数料	委託費用の全額								

### 3 今後のスケジュール

令和5年4月1日

個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例の施行開始